

令和 2 年 12 月 25 日
事 務 連 絡

各施設管理者 様

東京都福祉保健局総務部福祉政策推進担当課長

「福祉施設における検査の実施に係る協力事業者」の決定について

福祉施設の利用者及び職員等を対象とした行政検査以外の検査実施に協力いただける検査機関を協力事業者として決定した旨、令和 2 年 10 月 23 日付事務連絡によりお知らせしましたが、より円滑な検査実施が可能となるよう、協力事業者を追加で公募し、この度、新たに下記の 9 社を協力事業者として決定しました。各施設で検査を行う場合には、協力事業者を御活用いただくことも可能ですので、その旨お知らせします。

なお、いずれの協力事業者も、臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 による登録衛生検査所であり、協力事業者としての決定に当たっては、国立感染症研究所の作成するマニュアルに沿った適切な検査が可能であることを確認しています。

記

1 協力事業者（50 音順）

（1）今回決定分

- ア 株式会社エムビックらいふ環境分析センター
- イ ジェネシスヘルスケア株式会社衛生検査所
- ウ 一般財団法人東京保健会病体生理研究所
- エ 株式会社ナチュラリ東京 PCR 衛生検査所
- オ 株式会社早川予防衛生研究所
- カ 株式会社 Human Investor 東京衛生検査所
- キ 株式会社プロップジーン衛生検査所
- ク 株式会社マイクロスカイラボ
- ケ 株式会社町田予防衛生研究所

（2）10 月 22 日決定分

- ア 株式会社江東微生物研究所
- イ 新型コロナウイルス検査センター株式会社
- ウ 株式会社みらい

2 各協力事業者の検査の概要

別添『『福祉施設における検査の実施』協力事業者一覧』を御参照ください。

（裏面へ続く。）

また、東京都福祉保健局ホームページ（<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/kyouryokujigyousya.html>）にも同じ情報を掲載しています。

3 協力事業者を御活用いただく際の注意事項

- （１）問合せや検査の申込み等は、各施設から各協力事業者へ、直接行ってください。
- （２）検査の実施に当たっては、できる限り各施設の配置医師や提携医療機関の医師等の協力を得て、施設内の感染防止対策や検体の適切な管理体制を構築した上で行うようにしてください。
- （３）各協力事業者は、いずれも検査機関であり、医療行為（検体採取等）は実施できません。そのため、医師の関与なく職員等が自己採取した検体で検査も可能した場合、その検査結果は確定診断とはなりません。検査結果が陽性の場合、あらためて医療機関を受診する必要があります。
- （４）検査結果等を受けて、各保健所へ直接連絡することがないよう御注意ください。
- （５）その他、検査の実施に当たっては、東京都福祉保健局高齢社会対策部が示す注意事項等も御確認ください。

【事務担当】

東京都福祉保健局総務部 企画政策課 船越 電話 03-5320-4019
--